

議員間討議の実施に関する申し合わせ事項

(平成27年1月30日議会運営委員会確認)

この申し合わせ事項は議員間討議の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 目的について
他の委員と意見を交わすことで論点を明確にし、議論を深めることを目的とする。
- 2 討議を行う場について
常任委員会、議会運営委員会、特別委員会
- 3 討議の対象について
議案（議員提案を含む）、請願・陳情及び所管事務調査
- 4 実施方法及び留意事項について
 - (1) 議案（議員提案を含む）
質疑終了後、採決の前に委員長発議により実施
 - (2) 請願・陳情
採決の前に委員長発議により実施
 - (3) 所管事務調査
委員長発議により実施
 - (4) 討議は、委員のみで行う。
 - (5) 委員個人を非難するような発言は行わない。
 - (6) 委員に対する資料要求は行わない。
- 5 その他
この申し合わせ事項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。
- 6 運用開始時期
この申し合わせ事項の運用は、平成27年6月1日から実施する。